

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名 : (株)コモリ

業者の住所 : 岡山県岡山市北区東古松5-6-20

2 指名停止措置の期間 : 平成22年 6月29日~平成22年 7月28日(1ヶ月間)

3 指名停止措置の範囲 : 全地域

4 事実概要

(株)コモリの元代表取締役は、従業員に対する傷害事件により平成22年4月19日、岡山地方裁判所において傷害の罪で懲役1年(執行猶予3年)の判決を受け、平成22年5月7日にその刑が確定した。

5 指名停止措置理由

(株)コモリの元代表取締役が傷害罪で懲役刑を宣告されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」(本四会社達平成17年第48号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

(参考) <工事請負契約に係る指名停止等に関する達別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上 9ヶ月以内

○問い合わせ先

本州四国連絡高速道路株式会社 経理部 会計契約課

〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22

アーバンエース三宮ビル12階 TEL 078(291)1035 (直通) FAX 078(291)0026